

## 新潟市森林整備活動補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市長が予算の範囲内において、地域住民による自主的及び主体的な森林整備活動及び、森林環境の保全を目的とした活動の促進を図るため、当該活動に要する経費に対して交付する新潟市森林整備活動補助金（以下「補助金」という。）に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (申請者)

第2条 補助金の交付申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新潟市自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）
- (2) 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日施行）第2条に規定する自治会等（以下「自治会等」という。）
- (3) ボランティア団体、老人クラブ、PTA、NPOその他の営利を目的としない団体で次のアからキまでのいずれにも該当するもの（以下「その他の団体」という。）
  - ア 市内に主たる活動拠点を有すること。
  - イ 市内に在住、在勤又は在学する者を構成員としていること。
  - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
  - エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
  - オ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
  - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
  - キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、申請者が自ら実施する森林整備活動及び森林環境の保全を目的として実施する以下の事業とする。ただし、他の補助事業及び交付金事業等の対象として補助金等を受けるものを除く。

- (1) 下草刈り、枝打ち、つる切り、除伐、伐根、伐採木の粉碎、植栽などの事業
- (2) 前各号と併せて行う森林整備活動の啓発及び森林整備団体の構成員の確保に関する事業
- (3) その他森林環境の保全等に資する事業

(補助対象経費)

第4条 前条に掲げる補助対象事業のうち補助の対象となる経費は、当年度中に実施する当該事業に直接要する経費とする。ただし、熱中症予防対策用のものを除き食糧費は対象外とする。

(補助率)

第5条 補助対象経費の総額に対して交付する補助率は、1事業につき10分の10とする。

(補助金の額)

第6条 補助対象経費の総額に前条に規定する補助率を乗じて得た額は、1申請者につき50万円を限度（当該事業に参加費、寄附金、その他の補助金収入以外の収入（以下「事業収入等」という。）がある場合においては、申請者の自己負担額に充当することとし、自己負担額がない場合等は、事業収入等を充当する支出項目を指定して事業支出と相殺する）とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 3 市長は、第1項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、補助金の額を変更することができる。

(申請手続等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 申請者の概要に関する調書（申請者が協議会又は自治会等である場合は不要）
- (4) 申請者の会則（申請者が協議会又は自治会等である場合は不要）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、速やかに森林整備活動補助金交付決定通知書（別記様式第4号）又は、森林整備活動補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(変更交付申請手続)

第9条 前条第1号の補助金の交付決定を受けた申請者は、第7条の申請書及び添付書類の内容に変更が生じる場合、変更交付申請書（別記様式第1号）に第7条第1号から第5号に記載の書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、その内容が軽微な場合は、変更交付申請書の提出を省略することができる。

(変更交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の変更交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を変更するか否かを決定するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付の変更を決定したときはその決定の内容を、補助金の交付を決定したときはその旨を、速やかに変更交付決定通知書（別記様式第4号）又は、交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第11条 規則第13条の規定による報告は、事業完了後1月以内又は当該補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第2号）
- (2) 収支決算書（別記様式第3号）
- (3) 領収書又はその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の実績報告があったときは、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金額を確定し、その旨を確定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第13条 補助金の支払いは、規則及び新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の規定に基づき、概算払いができるものとする。

- 2 申請者が前項の概算払いにより補助金の支払いを受ける場合は、あらかじめ概算払申請書（別記様式第8号）を市長に提出するものとする。

(遵守事項)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象の物品及び備品等を当該補助に係る活動の用途以外に使用し、又は市長の承認を得ずに他人に転貸し、若しくは使用させてはならない。

- 2 この事業により取得した財産のうち、1件当たりの価格が100千円以上の機械及び器具等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に規定する耐用年数に達するまでは、良好な管理のもとに使用し処分してはならないものとする。
- 3 第3条第1項の活動は、新潟市森林整備計画で定める森林を主たる場所として行うこととし、申請者は当該活動を行う際に当該活動を行う場所の所有者又は管理者から活動に係る許可を得なければならない。
- 4 市長は、前第1項及び第2項の規定に反すると認められる場合は補助金の返還を求めることができる。

(情報公開)

第15条 補助金の申請、交付に関する書類及び実績報告に関する書類は、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）の規定に基づき、法令等で公開できないとされているもの以外については、一般の閲覧に供するものとし、森林環境譲与税及び新潟市森林環境譲与税活用基金の用途等の公表の際に、補助金の交付を受けた者の概要、活動内容等を公表するものとする。

2 情報の公表の方法等については、概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 内容 当該事業が新潟市森林整備活動補助金に基づくものである旨を表示すること

- ・「新潟市森林整備活動補助事業」
- ・「この事業は新潟市森林整備活動補助金を受けて実施しています」 など

(2) 媒体

- ・ホームページ
- ・事業用パンフレット
- ・看板 など

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（宛先）新潟市長

代表者 住所  
 団体名  
 代表者 氏名  
 代表者電話番号

森林整備活動補助金（変更）交付申請書

新潟市森林整備活動補助金交付要綱第7条（第9条）の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業名	
実施予定期間	年 月 日～年 月 日 変更：（ 年 月 日～年 月 日 ）
補助対象経費の総額	円 変更：（ 円）
補助率	10/10
交付申請額	円 変更：（ 円）
情報の公表の内容 方法及び時期	変更：（ ）

【添付書類】

- 1 事業計画書（別記様式第2号）
- 2 収支予算書（別記様式第3号）
- 3 申請者の概要に関する調書（協議会，自治会等は不要）
- 4 申請者の会則（協議会，自治会等は不要）
- 5 その他市長が必要と認める書類

※変更交付申請の場合は標題を「森林整備活動補助金変更交付申請書」とし、変更する項目の下段の変更欄に変更する内容を並記すること。

事業計画書・変更事業計画書・報告書

新潟市森林整備活動補助金交付要綱第7条・第9条・第11条の規定により、下記のとおり事業計画書・変更事業計画書・事業報告書を提出します。

記

現状の課題及び 事業の目的				
見込まれる結果・成果		変更：（ ）		
事業 の 内 容	活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日 午前・後 時 分 ～ 午前・後 時 分 変更：（ 年 月 日 ～ 年 月 日 （ 午前・後 時 分 ～ 午前・後 時 分 ）		
	実施場所	変更：（ ）		
	参加予定者数	（延べ） 名 変更：（ （延べ） 名 ）		
	具体的な 活動内容 (該当項目に○印)	作業項目	作業時期等	
		① 松の下枝おろし	月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) 変更：（ 月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) )	
		② 竹等の伐採	月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) 変更：（ 月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) )	
		③ ニセアカシア等の伐採	月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) 変更：（ 月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) )	
		④ 下草刈り	月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) 変更：（ 月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) )	
⑤ 伐採木の粉砕		月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) 変更：（ 月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) )		
⑥ 植栽等		月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) 変更：（ 月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) )		
⑦ その他 ( )	月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) 変更：（ 月 日 ～ 月 日 ( 日間 ) )			
備 考 (特記事項等)				

※ 申請者独自の事業計画書・報告書を作成する場合は、別記様式第2号に替えることができる。（事前の内容確認が必要です。）

「変更事業計画書」の場合は、変更する項目の下段の変更欄に変更後の内容を並記すること。

収支予算書・変更収支予算書・決算書

(1) 収 入

区 分 (科目)	予算額	精算額	差引増減	備 考
市補助金	円	円	円	
計				

(2) 支 出

区 分 (科目)	予算額	精算額	差引増減	備 考
	円	円	円	
計				補助対象事業費（予算）

(3) 補助金

区 分	事業費	補 助 金			
		交付決定額	補助率	概算受領額	残 額
当 初 (変更)	円	円	% 100	円	円
精 算					

※補助対象外経費は、計上しないこと。

「変更収支予算書」の場合は、変更前の額の下段に変更後の額をカッコ書きすること。

「(3) 補助金」欄は収支精算書時のみ記載すること。ただし、補助金の精算欄は記載しないこと。

新〇第〇〇号の〇  
年 月 日

（団体名）  
（代表者氏名） 様

新潟市長  
（担当 　　　）

森林整備活動補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金については、下記のとおり  
交付の決定をしたので通知します。

記

1 事業の名称

2 （変更）交付決定額及び補助率

円（補助率：10／10）

3 交付条件

- (1) 事業終了後は、1ヶ月以内又は当該補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- (2) 実績報告書には以下のものを必ず添付してください。
  - ① 領収書またはその写し、
  - ② 事業実施時の写真（会場の様子、参加者、講師等を確認できるもの）
  - ③ チラシ等の印刷物（「新潟市補助事業」である旨記載）
  - ④ その他事業実施を確認するために必要な書類等、
- (3) この補助事業に係る証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (4) 事業の経費については、補助事業の趣旨に鑑み、過度・華美にならないよう十分精査した上で、適切な経費執行と経費削減に努めた実施をお願いします。



新○第○○号の○  
年 月 日

（団体名）  
（代表者氏名） 様

新潟市長  
（担当 ）

森林整備活動補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました標記補助金については、下記のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

1 事業の名称

2 不交付の理由

（宛先）新潟市長

代表者 住所  
団体名  
代表者 氏名  
代表者電話番号

森林整備活動補助金実績報告書

年 月 日付け新〇第〇〇号の〇で交付決定を受けた補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

事業名	
事業完了年月日	年 月 日
補助金交付決定額	円
補助金交付請求額 及びその算定方法	円 (補助対象経費の実績×補助率または交付決定額－概算払額)
情報の公表の内容 方法及び時期	

【添付書類】

- 1 事業報告書（別記様式第2号）
- 2 収支決算書（別記様式第3号）
- 3 領収書又はその写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

新〇第〇〇号の〇  
年 月 日

（団体名）  
（代表者氏名） 様

新潟市長  
（担当 月 ）

補助金等確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業に対する森林整備活動補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額

円

3 交付済額

円

4 確定額

円

（宛先）新潟市長

代表者 住所  
団体名  
代表者 氏名  
代表者電話番号

森林整備活動補助金概算払申請書

年 月 日に補助金交付決定のありました標記補助金について、新潟市森林整備活動補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり概算払いを申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 概算払申請金額 円
- 3 概算払を必要とする理由

【添付書類】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 支払計画書</li><li>2 口座振替依頼書</li></ol> |
|---|